

2022年12月1日
プラス少額短期保険株式会社

生命保険料控除について

保険料控除の対象は所得税法で決められており、少額短期保険業者は対象外なっているため、保険料控除証明書は発行しておりません。

引き続きご愛顧のほど、何卒宜しくお願い致します。

以上

■ 本件に関するお問い合わせ
プラス少額短期保険株式会社
お客様窓口 TEL : 0120-786-765